News Release

平成 27 年５月 13 日

各　　位

会 社 名　堺 化 学 工 業 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　矢　部　正　昭
（コード番号　4078　東証 第一部）
問合せ先　総　務　部　長　山　口　宣　裕
電話番号　０７２－２２３－４１１１

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年５月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年６月 26 日開催予定の第 120 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

平成 27 年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）および第 36 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を変更するものであります。

なお、定款第 27 条の変更を議案として提出することについては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

３．日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年６月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年６月 26 日（予定）

以　上

＜別　紙＞

定款変更の内容

（下線は変更部分です。）

現行定款	変更案
第 27 条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	第 27 条（取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 28 条～第 35 条　＜省　略＞	第 28 条～第 35 条　＜現行どおり＞
第 36 条（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	第 36 条（監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

以　上